

# 保育料算定における年少扶養控除の取扱いについて

平成 27 年 5 月 15 日  
熊本市

平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という）における保育料の算定基礎となる父母の市民税所得割額については、原則、年少扶養控除のみなし適用は廃止となり、年少扶養人数 2 名を基準とした中立的な所得階層の算定となっている。

しかしながら、本年 3 月に、市町村の判断により在園児に限り年少扶養控除のみなし適用が可能とされたため、本市は、保育料が増額となる多子世帯への激変緩和措置として、平成 27 年度からの保育料の算定において、年少扶養控除のみなし適用を行うこととした。

**目的**：保育料が増額となる子ども 3 人以上の多子世帯への激変緩和措置  
**対象者**：以下の条件を全て満たす世帯  
 ・昨年度から継続して入園している 2 号または 3 号認定子どもがいる世帯  
 ・年少扶養人数が 3 人以上で保育料階層が上がる世帯  
**期間**：平成 27 年度～継続在園期間（退園した場合は経過措置の対象外）

## [最も影響をうけるモデル例]

- ・年収 470 万円
- ・年少扶養控除対象 5 人の世帯

**(適用の場合)** 所得割 40,200 円  
 (所得割 99,600 円 - (税額控除 19,800 円 × 3 人))  
 ⇒階層区分 3-② 保育料月額 9,500 円

**(適用なしの場合)** 所得割 99,600 円  
 ⇒階層区分 5-① 保育料月額 28,000 円



平成 27 年度保育料基準額表

市民税額及び階層区分	保育料月額	
1 生活保護世帯	0円	
2 市民税非課税世帯	3,000円	
3-① ～24,300円	7,500円	
3-② ～48,600円	9,500円	◎適用あり
4-① ～65,000円	12,000円	↑ みなし適用により ▲18,500円の負担減
4-② ～81,000円	20,000円	
4-③ ～97,000円	24,500円	
5-① ～121,000円	28,000円	○適用なし
5-② ～145,000円	28,500円	
⋮	⋮	
8 397,000円～	33,000円	

### 在園児への経過措置

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度～
在園児	年少扶養控除のみなし適用				年少扶養控除のみなし適用
新入園児	年少扶養控除のみなし適用				みなし適用なし

### [年少扶養控除とは]

年少扶養親族(0歳から15歳まで)を対象として、一定の所得控除が認められていたが、平成 22 年度税制改正において、子ども手当の創設とあいまって廃止となった。これに伴い、所得税や個人住民税は、平成 23 年所得税(平成 24 年度住民税)から年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分が廃止された。これまで国においては医療や福祉制度等に関する負担に影響が生じることがないように年少扶養控除等のみなし適用により税額を調整し、影響を可能な限り生じさせないよう対応してきた。(保育料は 26 年度まで)。

## 1 新制度施行に伴う所得階層決定の制度改正[主な改正点]

- ① 保育料算定基礎が所得税から市民税所得割額へ変更
- ② 市民税所得割額の切替を9月に実施
- ③ 年少扶養控除のみなし適用の廃止

項目	現行（～26年度）	新制度（27年度）
① 算定基礎	・所得税額（前年分） ※ただし、低所得者は市民税額(前々年度分)	・市町村民税の所得割額 (前年度分と当該年度分)
② 切替時期	4月	9月（6月が市民税の賦課決定時期）
③ 税額調整	・年少扶養控除のみなし適用 源泉徴収票等もとに、また申請書記載をもとに税額の再計算を実施。	・年少扶養控除の適用廃止 ・中立的な所得階層区分となる税額を設定。 ・ <u>ただし、市町村の判断により、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の取扱いによる所得階層認定が可能（H27.3.11国通知）</u>

## 2 所得階層決定の年少扶養控除廃止[国の方針]

### (1) 年少扶養控除の適用廃止となった理由

- ①市町村の事務負担が大きいこと ②年少扶養控除等の廃止後、一定期間が経過していること
- ③今後、その他の税制改正が行われた場合に、旧税額を計算する方法が相当複雑になっていく可能性があること。

### (2) 廃止に伴う制度改正内容

- ①所得階層の区分に用いる税額を極力中立になるよう設定。  
国基準額表は、子ども2人の世帯（年少扶養控除2人分）で税額区分を定めた。
- ②ただし、市町村の判断により、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、現行と同様の取扱いによる所得階層認定を可能とする。

## 3 本市の影響

年少扶養控除のみなし適用をした場合、本市保育料が年額 37,548 千円の収入減となるとともに、保育料減額分の補填として年額 9,387 千円の負担増が見込まれる。

再計算適用対象の設定	財政影響額	
	本市保育料の減	本市公費負担の増（市1/4）
年少扶養3人以上世帯のみ	年額 37,548 千円	年額 9,387 千円

## 4 保育料再算定（みなし適用）の実施方法

平成27年度保育料の年度切替を9月分より行うことから、4～8月の5ヶ月分（適用前の納付書を既に発行済み）は、遡及適用を行い、その差額分は9月以降分の保育料にて調整を行う。

### 【参考】多子世帯への保育料決定における軽減措置

	項目	内容
1	多子世帯 【国基準】	同一世帯から2人以上幼稚園、認定こども園、認可保育所若しくは家庭的保育事業等を利用する就学前の児童について、2人目の児童の保育料は基準額の2分の1とし、3人目以後の児童の保育料は無料。
2	多子世帯 【市上乘せ基準】	同一世帯に、保護者が同じ18歳未満の児童が3人以上いる場合、第3子以降の3歳未満が保育所に入所した場合、その児童の保育料は無料。（23年度から実施）

【お問い合わせ先】

保育幼稚園課

電話：096-328-2568